別記第１号６⑷の欄を次のように改める。

⑷	緩衝器及び緩衝材	形式　　ばね式・油入式・緩衝材					
		劣化の状況	適・否				
		作動の状況（油入式のものに限る。）	適・否				
		油量の状況（油入式のものに限る。）	適・否				

別記第１号６⑺の欄を次のように改める。

⑺	かご非常止め装置	形式　　早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式						
		作動の状況 イ．釣合おもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ．非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ．非常止め作動時に釣合おもりを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ．スラック式にあっては、主索を緩めた後にかごが動かず、主索が緩んだままであることを確認						

別記第１号注意㉘中「主索又は鎖」を「「主索又は鎖」」に、「、最も素線切れの多い」を「として掲げたもの、最も摩損した」に、「、錆びた」を「及び錆びた」に、「及びブレーキパッドの状況」を「として掲げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況」に、「別添１様式、」を「それぞれ別添１様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、」に改め、同㉘を同㉙に、同㉙を同㉚に、同㉚を同㉛に、同㉛を同㉜に、同㉙中「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消して」を「○で囲んだ上で」に改め、同㉙を同㉘に、同㉘の項に次のように加える。

㉘　６⑷「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第一に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

別記第１号注意㉝中「には、該当しない形式を取消線で抹消して」を「の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また、「作動の状況」には、該当する確認方法を選択し、「イ．」から「ニ．」のうち該当するものを○で囲んで」に改め、同㉝を同㉞に、同㉞の項に次のように加える。

㉖　４⑹「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、⑳から㉒までに準じて記入してください。

別記第１号注意㉒を同㉕に、同㉑を同㉔に、同⑳を同㉓に、同⑲中「部分の径」を「部分」に、「主索の番号」を「部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準」に改め、「割合」の下に「及び谷部が赤錆色に見える主索の１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数」を加え、同⑲に後段として次のように加える。

なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表２に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表２　錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のａとｂの記号を組み合わせて記入すること。

ａ錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

１　錆びた摩耗粉が多量に付着している場合

２　点状の腐食が多数生じている場合

３　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94％未満である場合

４　錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

ｂ判定結果の記号

イ　要是正判定の場合

ロ　要重点点検判定の場合

ハ　指摘なしの場合

＜記入例＞
錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合
　該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（１－イ）
指摘事項がない場合
　該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　ハ　）

別記第１号注意⑲を同㉒に、同⑱中「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消して」を「○で囲んで」に改め、同⑱に後段として次のように加える。

なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表１に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表１　素線切れ判定基準の記号

以下のａとｂの記号を組み合わせて記入すること。

ａ素線切れの判定記号

１　素線切れが平均的に分布する場合

２　素線切れが特定の部分に集中している場合

３　素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70％以下である場合

４　谷部で素線切れが生じている場合

ｂ判定結果の記号

イ　要是正判定の場合

ロ　要重点点検判定の場合

ハ　指摘なしの場合

＜記入例＞
素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合
　該当する素線切れ判定基準（１－イ）
指摘事項がない場合
　該当する素線切れ判定基準（　ハ　）